

平成31年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（経済産業省中小企業庁事業環境部財務課）

制 度 名	事業承継ファンドから出資を受けた場合の法人税等の特例											
税 目	法人税											
要 望 の 内 容	<p>一定の要件を満たす事業承継ファンドから出資を受けた際も中小企業税制の適用を可能とする要件緩和を行う。</p> <table border="1" data-bbox="885 828 1487 1003"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td></td> <td>－百万円</td> </tr> <tr> <td>(制度自体の減収額)</td> <td>(</td> <td>－百万円)</td> </tr> <tr> <td>(改正増減収額)</td> <td>(</td> <td>－百万円)</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額		－百万円	(制度自体の減収額)	(－百万円)	(改正増減収額)	(－百万円)
平年度の減収見込額		－百万円										
(制度自体の減収額)	(－百万円)										
(改正増減収額)	(－百万円)										
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>現在、中小企業の経営者の高齢化が急速に進行しており、事業承継の促進は待ったなしの課題となっている。一方で、中小企業においては、経営人材の不足や後継者の資金不足等、事業承継に向けた課題が多く、中小企業自らがこれを解決することが困難な場合がある。</p> <p>こうした中、例えば、地域金融機関においては、金融機能・金融サービスの高度化の一環として、地域活性化や事業再生に特化したファンドの組成が順次進められているところである。その中で、事業承継案件に対して集中的に投資を行う、いわゆる“事業承継ファンド”の数も、近年漸進的に増えてきているところ。こうした事業承継ファンドは、引退を希望する現経営者から株式を買い取った上で必要に応じて対象企業に経営人材を派遣するなどして経営指導を行い、事業承継の準備が整ったところで社内又は社外の承継者へと株式を譲り渡すといった流れで支援を行っており、先代から次の世代への円滑な事業承継をサポートする取り組みを行っている。</p> <p>中小企業の事業承継を促進するためには、このような事業承継ファンドの取組みを加速化する必要があることから、事業承継ファンドを通じた事業承継を一層促進する環境を整備すべく、一定の要件を満たす事業承継ファンドから出資を受けた場合でも、出資を受けた中小企業が中小企業向けの税制措置を活用できることとする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>現行制度においては、事業承継ファンドを通じた大規模法人による出資割合が一定以上となる場合、出資を受けた中小企業は中小企業税制が適用されない制度となっており、事業承継ファンドから出資を受けた後の円滑な事業活動の継続に支障が生じている。</p> <p>そこで、事業承継ファンドを通じた事業承継を一層促進する環境を整備すべく、一定の要件を満たす事業承継ファンドから出資を受けた場合でも中小企業向けの税制措置を活用できることとする必要がある。</p>											

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 事業環境整備
		政策の達成目標	事業承継ファンドを通じた事業承継を促進する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	期限の定めなし
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	事業承継ファンドが行う経営指導等による事業承継支援を一層促進し、併せて、中小企業の設備投資を促進して、その成長に不可欠な設備への投資の加速化を図り、もって地域経済の発展に資する。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	・非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予（租税特別措置法第70条の7から第70条の7の8まで） ・中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る登録免許税・不動産取得税の軽減措置（租税特別措置法第80条第3項、地方税法附則第12条第16項）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	事業承継ファンドから出資を受けた中小企業においては、将来の事業承継に向けた磨き上げを行わなければならない。しかしながら、事業承継ファンドを通じた大規模法人からの出資割合が一定以上となる場合には、当該中小企業は中小企業税制の適用を受けることができず、磨き上げのための積極的な設備投資等が阻害される。 このため、円滑な事業承継の一層の促進と中小企業の経営力向上に向けて、現行制度を改める必要がある。	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	—
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	—
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	—
	<p>前回要望時の達成目標</p>	—
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	—
<p>これまでの要望経緯</p>	—	